

# 令和6年度 矢掛町立『保育園』及び『認定こども園』 入園申込の手引き



やかげ観光大使

やかっぴ

募集期間	申込対象者
令和5年 10月23日（月） ～11月10日（金）	【1号認定】 令和6年4月に入園を希望する児童  【2・3号認定】 令和6年4月1日～7月1日に入園を希望する児童

※受付時間は、平日（土曜・日曜・祝日を除く）8:30～17:15です。

※7月2日以降入園希望児童の申し込みは12月1日（金）から随時受付となります。  
定員に達した場合等、状況により入園できない場合があります。

矢掛町健康子育て課 子育て支援係

小田郡矢掛町矢掛3018番地

☎ 0866-82-1013

【矢掛町子育て支援サイト】

<http://www.town.yakage.okayama.jp/kosodate/>



## ◆ 各施設の概要

<b>【認定こども園】</b> 教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の機能を併せ持っています。	
満3歳以上の子ども	幼児教育を提供し、保育の必要な子どもについては、保護者に代わって保育も提供します。幼児教育のみ利用の子ども(1号認定)と、保育が必要な子ども(2号認定)が在籍し、クラス活動や季節の行事等を一緒に行います。
0～2歳の子ども	保育の必要な子ども(3号認定)に、保護者に代わって保育を提供します。

<b>【保育園】</b> 小学校就学前児童を対象に、保護者の就労や病気等のため、保育を必要とする児童を保護者に代わって保育する施設です。
--

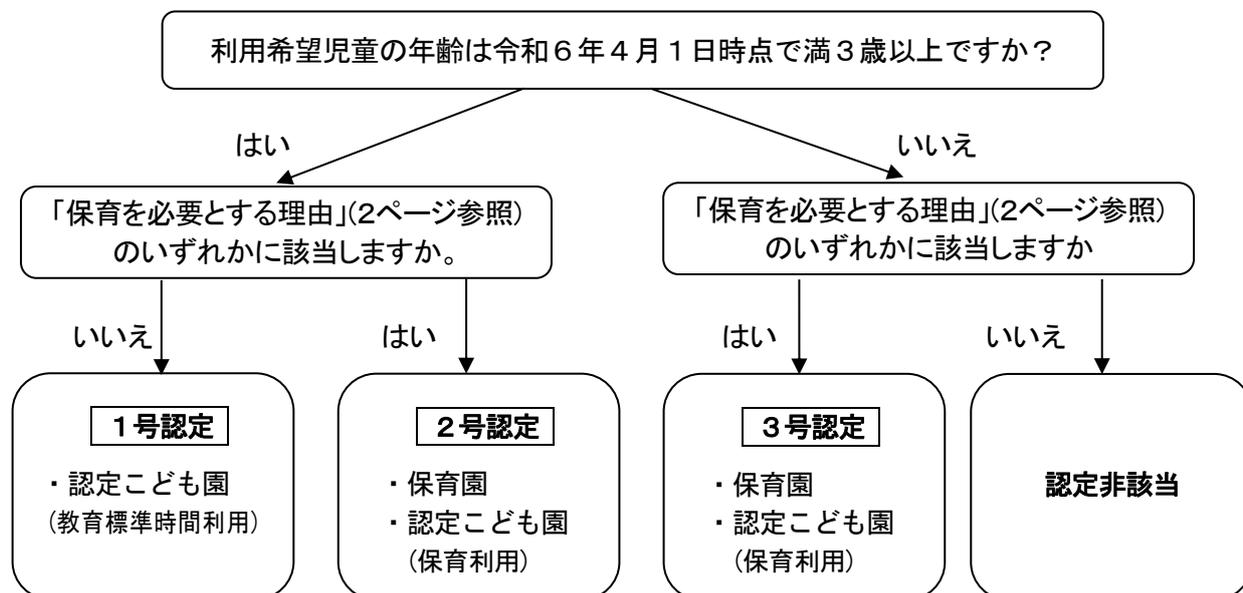
## ◆ 教育・保育給付認定について

子ども・子育て支援新制度では、保育園等の利用を希望される方は利用のための認定申請が必要であり、3つの認定区分により、利用先・利用形態が決まります。

※教育・保育給付認定は、保育の必要性の有無を判定するもので、入園を保証するものではありません。

認定区分	認定内容 (年齢は令和6年4月1日時点)	町内利用施設
<b>1号認定</b> (教育標準時間認定)	満3歳以上で幼児教育を希望する場合 (保護者の就労の有無は問いません。)	矢掛認定こども園
<b>2号認定</b> (保育利用認定)	満3歳以上で『保育を必要とする理由』 (2ページ参照)に該当し、保育を希望する場合	矢掛認定こども園 三谷保育園 中川保育園 小田保育園
<b>3号認定</b> (保育利用認定)	満3歳未満で『保育を必要とする理由』 (2ページ参照)に該当し、保育を希望する場合	

### 《教育・保育給付認定フローチャート》



◆保育を必要とする理由 (2号認定 3号認定 をご希望の方)

「認定こども園（保育利用）」「保育園」を利用するためには、保護者が「保育を必要とする理由」として、次のいずれかに該当することが必要です。

保育の必要性の認定は、保育園等の申込みに必要ですが、入園を保証するものではありません。

理 由	内 容	期 間
就 労	<p>家庭外労働 家庭内労働</p> <p>家庭外で被雇用者として就労している又は自営業等主たる経営者である場合 ※月48時間以上の就労及び週3日以上<sup>の</sup>勤務が必要</p> <p>家庭内で児童と離れて家事以外の仕事（内職や自営業等）をしている場合 ※月48時間以上の就労及び週3日以上<sup>の</sup>勤務が必要 （内職勤務のみの場合） ※月 48 時間×岡山県最低賃金(932 円)の収入があることが条件 （農業・自営業の主たる経営者の場合） ※令和5年分の確定申告書の提出(3月末までに)が必要</p>	理由に該当する間 (給与の発生が必要)
妊 娠・出 産	<p>母親が妊娠中又は出産直後で、子どもを保育できない場合。 ※この理由で新規入園した場合、「育児休業」の理由に切り替えることはできません。</p>	出産予定日の2か月前から出産後3か月にあたる日の月末日まで
疾 病・障 が い 等	<p>病気、負傷または心身に障がいのあるため、子どもの保育ができない場合</p>	理由に該当する間
介 護・看 護	<p>長い間、病気又は心身に障がいがある同居の家族を常時、介護看護をしている場合</p>	理由に該当する間
災 害 復 旧	<p>震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている場合 (現に保護者が居住している自宅の復旧に限る。)</p>	理由に該当する間
求 職 活 動	<p>求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合 ※3か月後に就労できていない場合は、在園児（兄、姉）も退園になります。</p>	原則3か月 (※申込状況により入園できない場合があります。)
就 学・訓 練	<p>学校教育法に規定する学校及び公共職業能力開発施設等での就学の場合</p>	理由に該当する間
虐 待・D V	<p>児童虐待・DVのおそれがあり、保育を行うことが困難であると認められる場合</p>	理由に該当する間
育 児 休 業	<p>育児休業取得中であり、既に保育園等を利用している児童が、継続利用することが必要であると認められる場合 ※育児休業を理由とした新規入園はできません。</p>	※就労理由で入園している場合の保護者が職場復帰するまでの間
そ の 他	<p>町長が認める他の理由に類する状態にあるため、子どもの保育ができない場合</p>	理由に該当する間

## ◆入園申込手続きについて

### 【申込基準】

- 平成30年4月2日以降に生まれた児童が対象です。  
令和6年度における年齢区分については下表の生年月日によります。  
(※年度途中入園の場合も同様です。)

年齢区分	該当する生年月日
0歳児	(2023年) 令和5年4月2日以降
1歳児	(2022年) 令和4年4月2日～令和5年4月1日
2歳児	(2021年) 令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳児	(2020年) 令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	(2019年) 平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳児	(2018年) 平成30年4月2日～平成31年4月1日

- 保護者及び入園予定児童が入園日までに矢掛町に居住し、住民登録をしていること  
(転入予定者も申し込みは可能です。)
- 1号認定**(教育標準時間利用)を希望の方は、令和6年4月1日現在で満3歳以上の児童であること
- 2号認定**・**3号認定**(保育利用)を希望の方は、入園日現在で満6か月以上の児童であること  
保護者が『保育を必要とする理由』(2ページ参照)のいずれかに該当すること

### 【提出書類】

- 全ての方(1号・2号・3号認定)※児童1人につき1枚提出してください。
- 子どものための教育・保育給付 認定(認定変更)申請書 兼 現況届 兼 保育園・認定こども園入園申込書(様式第1号)  
・方書(アパート名等)は必ず記入してください。  
・保育料等の算定や支給認定事務に関する事務に使用するため、入園申込書に個人番号(マイナンバー)の記入をお願いします。
- 2号認定**・**3号認定**をご希望の方
- 添付書類 ⇒ 該当する添付書類(4ページ参照)を、**保護者各1枚ずつ**ご提出ください。

### 【申込書類提出先】

- 在園されている方は ⇒ 在園中の保育園・認定こども園  
○新規で申し込みの方は ⇒ 役場健康子育て課 子育て支援係

保護者等の状況		添付書類名	証明者
就 労	お勤めの人、自営業主・農業主に雇用されている人 (育児休業中の人含む)	「保育を必要とする証明書」(別紙様式2)  ※源泉徴収票が発行されない場合、入園承諾は3か月の期限付きです。 申込時及び入園後、それぞれ2か月間の「勤務内容証明書」(別紙様式7)及び給与明細(給与を確認できる書類)を提出してください。 ※育児復帰予定の人は、復帰後「職場復帰証明書」(別紙様式9)の提出が必要です。	勤務先・雇用主
	自営業・農業等の主たる経営者	「保育を必要とする証明書」(別紙様式3) 別途、3月末までに令和5年分の確定申告書の提出が必要です。	本人
	内職をしている人	「内職従事証明書」(別紙様式4) ※内職勤務のみでの申し込みの場合は、「月48時間×岡山県最低賃金(932円)」の収入があることが条件です。	委託事業者 本人
	就職が決まっている人 (入園承諾は3か月の期限付きです)	「保育を必要とする証明書」(別紙様式2) ※就労開始後、2か月間の「勤務内容証明書」(別紙様式7)及び給与明細(給与を確認できる書類)を添付してください。	勤務先
求職活動中 ※申込状況により入園できない場合があります。 (入園承諾は3か月の期限付きです)		「求職活動申立書」(別紙様式6) ※「入園申込書」(様式1)へ就職予定月を記入してください。 ※就職が決定するまで、毎月「求職活動状況報告書」(別紙様式8)の提出が必要です。 ※就職が決定したら、「保育を必要とする証明書」(別紙様式2)を必ず提出してください。	本人
出産予定者		「入園申込書」(様式1)へ出産予定月を記入してください。 ※母子手帳の写しを添付(表紙及び4ページ)	本人
疾病 ・ 介護等	長期疾病・障がい等	「疾病・介護・看護申立書」(別紙様式5)  ※疾病の場合、診断書(児童2人以上申込の場合でも1通で可)を添付 ※障がいの場合、手帳の写し添付	通院先(医師)
	介護・看護等		通院先(医師) 又は 自宅介護看護の場合 民生委員・児童委員
災害復旧		「入園申込書」(様式1)へ復旧予定日を記入してください。 ※り災証明書を添付	「り災証明書」の提出を証明とします。
就学・訓練		「入園申込書」(様式1)へ就学先及び通学頻度を記入してください。 ※在学証明書又は学生証を添付	学校長

## ◆入園決定について

- 入園については、募集期間内に申し込みのあった人から就労時間等の保育を必要とする程度の高い順に、入園審査会で決定します。
- 受入可能人数を超える利用申込があった場合は、世帯の「保育を必要とする事由」と「入園調整事由」の内容を保育利用調整基準点数表等に基づき点数化し、保育利用調整を行います。申込状況やお子さんの年齢によっては、第1希望の施設に入園できないことがあります。**申込期間中の受付順ではありません。**
- 令和6年4月1日～7月1日の入園決定書類の交付については、1月下旬を予定しています。
- 令和6年度の入園期間は、最長で令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

- 矢掛町では、特性や障がい、病気、アレルギー等のために特別な配慮を要するお子さんの受入れに取り組んでおりますが、特性や障がい、病気、アレルギーの程度、保育士等の配置状況等によっては、受入れができない場合があります。
- 保護者の就労時間数によっては、施設の定員や、保育士等の充足状況により、入園できない場合があります。

## ◆慣らし保育について

新入園児（町内の転園児も含む）については、お子さまが安心して園生活を送っていくために、入園後「慣らし保育」の期間を設けています。

0～2歳児については約3週間、3歳児以上については約2週間程度を原則としていますが、お子さまの状況や就労等の家庭状況によってはこの通りではありません。

なお、**育児休業取得中の方で職場復帰予定の方の慣らし保育期間は、最長1か月とさせていただきます。**

【例1】4月1日に職場復帰予定の方 ⇒ 4月1日から慣らし保育になり、お子さんの年齢によって期間が変わります。

【例2】8月1日に職場復帰予定の方 ⇒ 7月1日以降に入園可能です。

### ◆預かり保育について ※1号認定の児童のみ

利用日数は、原則週3日までです。

(緊急を要する場合は、連続した利用を含めて月14日までになります。)  
土曜・日曜・祝日の利用はできません。

#### 【申請できる理由】

- ・保護者の就労
- ・保護者の疾病
- ・保護者による家族の介護、子ども（きょうだい）の看護
- ・学校及び園の行事、研修会等に参加
- ・その他園長が特に必要と認めた場合

#### 【利用料金】

- ・平日：1回 500円
- ・長期休暇：1回 1,000円（給食を利用した場合は、追加料金200円）

## ◆変更届等について（重要）

入園申込の内容に変更があった場合は、必ず届け出が必要です。

変更があった後、速やかに健康子育て課へ届け出てください。

入園要件に該当しなくなった場合や、不正または偽りの行為による入園が判明した場合には、退園していただくことがあります。

区 分	提出書類
年度途中で退園するとき (町外への転出を含む)	退園届
転職したとき	保育を必要とする証明書 (別紙様式2)
求職中の人が就職したとき	保育を必要とする証明書 (別紙様式2) 勤務内容証明書 (別紙様式7) } 就労後、2か月分の 給与明細 (給与の証明) } 提出が必要です。
年度途中で退職した人が求職活動を行うために引き続き入園したいとき ※退職した場合、必ず健康子育て課へ連絡してください。	求職活動申立書 (別紙様式6) 求職活動状況報告書 (別紙様式8)
年度途中で妊娠していることが判明したとき ◎産休に入る前までに提出してください。	「保育を必要とする証明書」(別紙様式2)に産前・産後休暇及び育児休暇期間を勤務先に証明してもらい、提出してください。 ※この証明書の提出ができない場合は、妊娠・出産の要件に切り替わり、承諾期間は出産予定日の2か月前から出産後3か月にあたる日の月末日までとなります。

※認定こども園在園児の支給認定区分の変更 1号認定⇒2号認定、2号認定⇒1号認定 については、事前に健康子育て課へご相談ください。

お子さまの健やかな成長にとって、集団生活の中での学びも大切ですが、ご家族の方とのふれあいはとても大切です。

お子さまと一緒に過ごす時間をなるべく多くつくり、親子のふれあいを大切にしましょう。



◆町内施設一覧（公立施設）

施設名 所在地 (電話番号)	定員	利用可能な 年齢	教育標準時間	延長保育等	休園日
<b>矢掛認定 こども園</b> 矢掛 2540-1 ☎0866-82-0222	230	【1号認定】 満3歳 ～就学前まで	●3歳 8:30～13:45	<b>【預かり保育】</b> (平日) 14:00～17:15 1回500円  (長期休暇) 8:30～17:15 1回1,000円 ※給食利用 +200円	土・日・祝日  振替休業あり  長期休業あり 3月22日～4月6日 7月20日～8月31日 12月26日～1月6日
			●4・5歳 8:30～14:00		
		利用可能な 年齢	保育時間	延長保育等	休園日
<b>三谷保育園</b> 横谷 676-1 ☎0866-82-0806	80	【2号認定】 【3号認定】 生後満6か月 ～就学前まで	●早朝保育 7:30～8:30  ●通常保育 8:30～16:00  ●継続保育 16:00～18:30  ※早朝保育及び 継続保育の利用 には、それぞれ申 請が必要です。	<b>【延長保育】</b> 18:30～19:00 1回200円	日・祝日 年末年始 12月29日～1月3日
<b>中川保育園</b> 本堀 1740-1 ☎0866-82-3301	80				
<b>小田保育園</b> 小田 4212-5 ☎0866-84-8604	70				

※感染症が流行した場合…学校保健安全法により、一部学級閉鎖あるいは臨時休園となる場合があります。

※非常災害の場合…「警報+避難準備情報」の発令時は、臨時休園となる場合があります。